

（ 第 2 回 ） 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 6 年 1 1 月 2 1 日
契約業者名	(株) 渡辺組
契約業者の住所	横浜市中区南仲通3丁目31番地
工事の名称	横浜税関麻薬探知犬管理センター（2 3）新営その他工事
工事場所	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 1 5
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) 管理棟 構造・規模 木造 地上 1 階 変更一式 2) 犬舎棟 構造・規模 木造 地上 1 階 変更一式
工期（自）	令和 5 年 1 1 月 1 日
工期（至）	令和 7 年 4 月 1 0 日
契約金額	572,495,000 円
変更金額	30,910,000 円
変更後の契約金額	603,405,000 円
変更理由	1. 管理棟及び犬舎棟 1) 地盤改良 ・現地精査の結果、地盤改良に適さない地中埋設物が確認されたため、撤去を追加する。 2. その他 1) 土壌分析調査 ・現地精査の結果、土の分析調査が必要となったため、分析詳細調査を追加する。 2) 発生土処理 ・現地精査の結果、発生土搬出先の変更が必要となったため、変更（増）する。 3) 地中障害物 ・現地精査の結果、土中からコンクリート塊等が発見されたため、撤去を追加する。 3. 工期は、土壌分析調査による発生土搬出先の変更や、地中障害物撤去の追加により117日間延長する。また、工事請負契約書第2 2 条に基づき、受注者より工期の延長請求を受けたため、5 日間延長し、令和7 年4 月10 日までとする。

（ 第 3 回 ） 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 2 月 1 7 日
契約業者名	(株) 渡辺組
契約業者の住所	横浜市中区南仲通3丁目31番地
工事の名称	横浜税関麻薬探知犬管理センター (2 3) 新営その他工事
工事場所	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 1 5
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) 管理棟 新築 1 棟 構 造 木造 規 模 地上 1 階 建 面 積 161.81 m² (国有財産法による) 建築面積 161.81 m² (建築基準法による) 延べ面積 139.12 m² (国有財産法及び建築基準法による) 2) 犬舎棟 新築 1 棟 構 造 木造 規 模 地上 1 階 建 面 積 476.15 m² (国有財産法による) 建築面積 476.15 m² (建築基準法による) 延べ面積 379.77 m² (国有財産法及び建築基準法による) 2. 工作物 1) 設備基礎 新設一式 2) 囲障 新設一式 3) その他 新設一式 3. 外構 1) 舗装 (縁石とも) 新設及び改修一式 2) 砂利敷き 新設一式 3) 屋外排水設備 新設一式 4. 造園 1) 芝張り 新植一式 5. 設備 1) 電気設備 新設及び取り壊し一式 2) 機械設備 新設及び取り壊し一式
工期 (自)	令和 5 年 1 1 月 1 日
工期 (至)	令和 7 年 4 月 1 0 日

契約金額	603,405,000 円
変更金額	15,565,000 円
変更後の契約金額	618,970,000 円
変更理由	<変更内容> 1. 工事請負契約書第26条第6項に基づき受注者より請負代金額の変更請求を受け、協議した結果、変更（増）する。 2. 工期は元設計とおりとする。

(第 4 回) 契 約 変 更 の 内 容

契約変更年月日	令和 7 年 3 月 1 4 日
契約業者名	(株) 渡辺組
契約業者の住所	横浜市中区南仲通3丁目31番地
工事の名称	横浜税関麻薬探知犬管理センター (2 3) 新営その他工事
工事場所	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 1 5
工事種別	建築工事
工事概要	1. 建物 1) 管理棟 変更一式 2) 犬舎棟 変更一式 3) 訓練棟 改修一式 2. 工作物 1) 囲障 変更一式 3. 外構 1) 舗装 (縁石とも) 変更一式 4. 造園 1) 芝張り 変更一式 2) 樹木 新植一式 5. 設備 1) 電気設備 変更一式 2) 機械設備 変更一式
工期 (自)	令和 5 年 1 1 月 1 日
工期 (至)	令和 7 年 4 月 3 0 日
契約金額	618, 970, 000 円
変更金額	24, 750, 000 円
変更後の契約金額	643, 720, 000 円

変更理由	1. 建物 1) 管理棟 ・現地精査の結果、天井点検口配置の見直しが必要となったため、点検口箇所数を変更（増）する。 2) 犬舎棟 ・入居官署との協議の結果、内部壁仕様の見直しが必要となったため、仕上材仕様を変更（増）する。 2. 工作物 1) 囲障 ・現地精査の結果、フェンス門扉仕様の見直しが必要となったため、門扉を変更（増）する。 3. 外構 1) 舗装 ・現地精査の結果、設備置場の見直しが必要となったため、土間コンクリート舗装範囲を変更（減）する。 4. 造園 1) 樹木 ・入居官署との協議の結果、植栽配置等の見直しが必要となったため、植栽範囲を変更（増）する。 5. 設備 1) 電気 ・現地精査の結果、幹線ルート等の見直しが必要となったため、変更（減）する。 ・入居官署との協議の結果、構内交換設備を変更（減）する。 2) 機械 ・現地精査の結果、機器・配管・ダクト類の見直しが必要となったため、変更（増）する。 6. 工期延期 工期は、入居官署との協議により外構の植栽範囲等の見直しが必要となったことから、新植部分の埋設物調査の追加に不足の日数を要したため 20 日間延長し、改工期末を令和 7 年 4 月 30 日までとする。
-------------	---